

特記仕様書

- 1 件 名 : 燃料タンク内部点検その他役務
2 駐行場所 : 航空自衛隊松島基地及び上品山、豊里中継所
3 概 要 : 覆土式燃料タンク内部点検等、タンククリーニング及び地下タンクの漏洩気密検査を実施する。

4 一般共通事項

- (1) 仕様書
本役務は、本仕様書及び図面に記載してある事項のほか、危険物の規制に関する規則及び危険物の規制に関する政令に従い遺漏なく実施するものとする。ただし、本役務に関係なき事項については適用しない。また、これらに明記なき事項については、監督官の指示に従い実施するものとする。

(2) 驚嚇

(2) 対応
図面と仕様書に定められた内容に疑義が生じた場合、監督官と協議のうえ実施するものとする

(3) 現場管理

- 3) 現場管理
ア 安全管理

(ア) 履行中は、常に安全確保に留意し現場管理を行い災害及び事故防止に努める。

(イ) 現場の安全衛生は、現場代理人が責任者となり労働安全衛生法その他関係法令に従ってこれをを行う。

イ 従事時の対応

災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに二次災害の防止に努め、その経験を監督官に報告する。

白立人制限

立入制限
本任務のため基地内に入門する関係者は、指定された場所以外にみだりに立入りしてはならない

二三九

- (ア) 役務写真は、履行前、履行中、履行後、材料検査及び目視できない箇所の履行状況、その他監督官の指示により撮影し、各1枚をアルバムに整理し、提出するものとする。また写真撮影は、定点、同一方向から撮影するものとする。

(イ) 本役務で撮影した写真データは、CD-Rに記録後、事前にウィルススキャンを実施したものとし、その後請負者は、写真データを削除するものとする。

才 義行時間

履行時間は、平日の0815～1700を基準とする。ただし、予め監督官の承諾を受けた場合はこの限りではない。また、夜間及び平日以外に作業を行う場合は別に定める様式により監督官に申請するものとする。

力 設計図書等の管理

- (ア) 設計図書及び写真等を、本役務に使用する以外の目的で、第三者に使用させてはならない
　　(イ) また、その内容を漏洩してはならない

(1) 債負者は、登録者から貸与を

キ 基地内における規定事項の遵守
本任務のため基地内に入門する関係者は、松島基地所定の諸規則に従って行動するものとする。

(4) その他

- ア 請負者は、他の工作物等に損害を与えないように履行するものとする。損害を与えた場合は、速やかに監督官に報告し、請負者の負担において復旧するものとする。また、第三者等に損害を与えた場合には、速やかに監督官に報告し、請負者の責任において補償するものとする。

イ 緊急事態の発生に備え、予め「緊急連絡先一覧表」を作成し、監督官に提出するものとし、一部を保管しておくものとする。

5 特記事項

(1) 實施項目

実施場所	燃種	容量(kL)	基數	実施項目
覆土式燃料タンク	Jet-A1	4,000	1	内部点検等及びタンククリーニング
通信局舎地下タンク	軽油	1.9	1	気相部、液相部漏洩気密検査
豊里中継所地下タンク	軽油	4	1	気相部、液相部漏洩気密検査
上品中山維所地下タンク	軽油	4	1	気相部、液相部漏洩気密検査
飛行場電源室地下タンク	軽油	6	1	気相部、液相部漏洩気密検査
地燃スタンド地下タンク	ガソリン	20	1	気相部、液相部漏洩気密検査
地燃スタンド地下タンク	軽油	20	1	気相部、液相部漏洩気密検査
437格納庫地下タンク	重油	50	1	気相部、液相部漏洩気密検査
受電所地下タンク	重油	140	1	気相部、液相部漏洩気密検査

(2) 作業計画書の提出

(1) 作業計画書の記載
請負者は、次の事項を記載した作業計画書を内部点検等及びタンククリーニング、漏洩気密検査の履行前に監督官に提出して承認を受けなければならない。

- ア 指揮・命令系統
 - イ 作業目的及び作業手順
 - ウ 各部門の業務分担及び責任範囲
 - エ 災害要員及び対応措置の内容
 - オ 保護具の種類
 - カ 作業許可を要する事項
 - キ 注意事項及び禁止事項

國行審了後要返却。役務關係者以外不許複製。

役務 名称	燃料タンク内部点検その他役務					面図 番号	全 1 2葉 の内 1
図面 名称	特記仕様書					箱 尺	
施設隊長	総括班長	企画係長	小隊長	班 長	設 計		
松島基地施設隊				令和 3 年 5 月 20 日			

- c 高所作業中である旨を作業場所の下部に提示すること。
- d 工具類は、落下しないよう必要な措置を講じること。

工 作業許可

- (ア) 火気使用作業、入槽作業及び高所作業等の災害発生の危険性の高い作業は、あらかじめ書面により監督官の許可を受けること。
- (イ) 作業許可書には、次の事項について記載すること。
 - a 監督官（許可責任者）、作業主任者、立会者、監視人、作業者
 - b 作業内容
 - c 作業に係る注意事項及び禁止事項
 - d 作業年月日、作業開始時刻、終了予定時刻
- (ウ) 作業内容の変更が必要な場合は、新たに作業許可を受け、また、予定時間内に作業が終了しなかった場合は、改めて許可を受けること。
- (エ) 作業許可書は、作業場所に提示すること。

オ 安全衛生教育の実施

- 請負者は、作業者に対して次の事項等について必要な安全衛生教育を実施するものとする。
- (ア) 作業計画及び緊急事態対処マニュアル
 - (イ) 作業許可を必要とする作業の種類
 - (ウ) 保護具の種類及び使用方法
 - (エ) 事業場の安全衛生基準及び関連法規
 - (オ) 酸素欠乏危険作業に係る教育（酸素欠乏症等予防規則第12条に基づく教育）
 - (カ) 足場の組立て等作業に係る教育（労働安全衛生規則第36条第39号に掲げる業務に係る特別教育）

カ 緊急事態への対応

- 請負者は、作業実施中に爆発、火災、危険物・有害物質等の漏洩及び労働災害の発生等の緊急事態が生じた場合に対応するため、次の措置を講ずるものとする。
- (ア) 緊急事態対処マニュアルの制定
 - a 緊急事態発生時の連絡方法
 - b 爆発、火災及び危険物・有害物等の漏洩等に対する対応措置並びに指揮・命令系統
 - (イ) 救急用保護具等の準備
 - a 救急用保護具

作業主任者は、タンクの近くに救急用保護具（酸素呼吸器又はホースマスクを含む。）を1組以上備えること。
 - b 安全帶等

作業主任者は、事故発生の際、被害者を救出することが困難と予想される場所では、あらかじめ作業員に安全帶等の適切な装備品を着用させること。
 - c 救急用具

作業主任者は、負傷者の手当に必要な救急用具を備え、その備付け場所及び使用方法を作業員に周知させること。

(ウ) 監視人の配置

- a 監視人は、常に燃料タンクの内部の全作業員を見通しできる開口部に位置し、作業員から目を離さないこと。
- b 監視人は、異常を認めたときは直ちに付近の作業員を呼び集め、安全帶等を用いて被害者の救出を図る等、タンク外部における救助作業に従事すること。

- c 監視人が1名の場合は、監視人自ら燃料タンクの内部に立ち入らないこと。
- d 監視人は、被害者の救出のためタンク内部に立ち入る場合は、状況に応じて呼吸保護具、安全帶、その他必要な保護具を着用すること。

(7) 使用器材

ア 標識

標識の設置及び撤去は、監督官の承認を得て請負者が実施し、その区分及び標識種別については次表による。

区分	標識種別
1 作業現場立入禁止用標識	第3種標識
2 動力源の遮断に伴う始動禁止用標識	第2種標識
3 配管の遮断に伴うバルブ類の開閉禁止用標識	第2種標識

イ 作業用具

作業用具は、次表による適格品とし、機能が完全なものを使用すること。

種別	規格
1 はしご、足場	ローリング・タワー（静電気予防措置）とし組立堅固なものとする。
2 照明器具 (1) 携帯灯 (2) 移動灯 (3) キャブタイヤコード及びキャブタイヤケーブル	J I S C 0 9 3 0 ~ C 0 9 3 5 による耐圧防爆構造とする。 J I S C 0 9 3 0 ~ C 0 9 3 5 による耐圧防爆構造とする。 J I S C 3 3 0 1 による2種以上又は同等品とし、組ぎ目のないものとする。
3 手工具	J I S M 7 6 1 5 による防爆用ベリリウム銅合金用工具類とする。
4 ブラシ	真ちゅうブラシ等非鉄金属製とする。
5 水洗用具	ホースは、布、ゴム又はビニール製とする。ノズルは、非鉄金属製とし、布類で被覆したものとする。

履行完了後要返却 役務関係者以外不許複製

役務 名称	燃料タンク内部点検その他役務	図面 番号 の内 3
図面 名称	特記仕様書	縮 尺
施設隊長	総括班長	企画係長
		小隊長
		班 長
		設 計
松島基地施設隊		令和3年 5月20日

ウ 労働衛生保護具

保護具は、次表による適格品とし、機能が完全なものを使用すること。

種 別	規 格
1 化学防護服	J I S T 8 1 1 5 による。
2 化学防護手袋	J I S T 8 1 1 6 による。
3 化学防護長靴	J I S T 8 1 1 7 による。
4 保護めがね	J I S T 8 1 4 7 による。
5 防じんマスク	J I S T 8 1 5 1 による。
6 防毒マスク	J I S T 8 1 5 2 による。
7 送気マスク	J I S T 8 1 5 3 による。
8 空気呼吸器	J I S T 8 1 5 5 による。
9 酸素発生型循環式呼吸器	J I S T 8 1 5 6 による。
10 電動ファン付呼吸用保護具	J I S T 8 1 5 7 による。
11 微粒子状物質用防じんマスク	J I S T 8 1 6 0 による。
12 防音保護具	J I S T 8 1 6 1 による。
13 圧縮酸素型循環呼吸器	J I S M 7 6 0 1 による。
14 一酸化炭素用自己救命器 (COマスク)	J I S M 7 6 1 1 による。
15 閉鎖循環式酸素自己救命器	J I S M 7 6 5 1 による。
16 保護具 (ヘルメット)	不浸透製の一般市販品とする。

エ 薬剤類

薬剤類は、次表により選定し使用するものとする。

種 別	規 格
1 鉛毒分解剤	過マンガン酸カリ 5 % 溶液又は漂白粉濃溶液とする。
2 脱脂剤	陰イオン及び非イオン界面活性剤と特殊溶剤を配合した洗浄剤とする。
3 洗剤	石鹼等の一般市販品とする。

オ ガス検知器

ガス検知器は次表による適格品とし、機能が完全なものを使用すること。

種 別	規 格	性 能	
		精度	測定範囲
可燃性ガス	J I S M 7 6 0 2 による精密型とする。	0. 0 0 2 %	0 ~ 2. 0 %

カ 機械類

高圧ジェットクリーニング用機器、ホースマスクの送風用及び強制換気用空気圧縮機又は換気扇、その他作業用電動工具等は、用途、作業規模、現場状況等により選定し、作業主任者はその名称、規格及び数量等について監督官の承認を受けること。

(8) 覆土式燃料タンククリーニング

タンククリーニングの実施要領は、次のとおりとする。

ア 作業項目等

- (ア) 底板、側板及び溶接線状況確認
- (イ) タンク内部塗膜状況確認
- (ウ) 計装機器外観点検
- (エ) その他機器点検
- (オ) クリーニング

イ 作業要領及び判定基準

- (ア) 底板、側板及び溶接線状況確認
目視点検による減厚及び変形等がないこと。
- (イ) タンク内部塗膜状況確認
目視点検による塗膜の剥離、気泡、浮き上がり等がないこと。
- (ウ) 計装機器外観点検
目視点検によるレベル計のフロートがレベル計ガイドパイプの中心位置にあること。
- (エ) その他機器点検
タンク内部の各機器作動部分が正常に作動すること。
- (オ) クリーニング (面積 2, 4 4 4. 1 4 m² (数量は概数))
タンク内部全面及び付属機器を、水拭き清掃及び乾拭き清掃を行うこと。

(9) 覆土式燃料タンク内部点検等

内部点検等の検査項目及び実施要領等は、次表の関係法規を遵守するものとする。

検査項目	関係法規
板厚測定	危険物関係通達 昭和 54 年消防危第 1 6 9 号 平成 6 年消防危第 7 3 号 危政令第 8 条 4 の 6
内 部 点 檢 等	溶接部検査 (磁粉探傷試験、真空漏洩試験、浸透探傷試験) 危険物関係通達 昭和 52 年消防危第 5 6 号 危政令第 8 条 4 の 6 危政令第 1 1 条 4 の 2 危険物の規制に関する規則第 2 0 条の 6 ~ 8
	不等沈下測定 危険物関係通達 平成 6 年消防危第 7 3 号 危政令第 8 条 4 の 5

(10) 覆土式燃料タンク作業要領

作業主任者は、次により作業を実施するものとする。

ア 動力源の遮断

タンクに影響を及ぼすおそれのある動力源 (手動操作含む) は、これを遮断し必要な処置をすること。ただし、ポンプ排水装置に係る動力源を除く。

イ 配管の遮断

タンクと配管系統の間のフレキシブルジョイントを取り外して、配管系統の両フランジに漏洩防止の板フランジ (1 5 0 A × 4 枚、2 0 0 A × 2 枚) を取り付けるものとする。

フレキシブルジョイント取り付け時にはパッキン交換するものとする。

廻行完了後要返却 役務関係者以外不許複製

役務 名稱	燃料タンク内部点検その他役務	圓面 番号 の内 4 縮 尺			
圓面 名稱	特記仕様書				
施設隊長	總括班長	企画係長	小隊長	班 長	設 計
				松島基地施設隊	
				令和 3 年 5 月 20 日	

ウ 残油移送

タンク内部に残留する燃料（設計数量デットストック 3 4 6 K L : 基準）は、仮設の防爆ポンプ等を用いてオイルフィルターを通し、仮設配管（導通性のあるもの）にて他のタンクへ移送するものとする。移送ラインのバルブ操作は官側で実施する。なお移送した際の逆流防止等の措置を逆流弁等を用いて実施する。

エ 開口部の開放

- (ア) タンクのマンホール及び液体燃料等の流入するおそれのない開口部は、すべて開放し、マンホール取り付け時は、ジョイントシートパッキンを交換すること。
- (イ) マンホール蓋及びフレキシブルジョイント等の取り外しは、防爆用工具を用いて、風上側の位置で慎重に行い、衝撃等によってスパークが発生しないよう十分に注意すること。

オ 換気

- (ア) 次のうち最も適当な方法を選定し、監督官の承認を受けて換気すること。

- a 自然通風による換気
- b 風取り戸による換気
- c 換気扇による換気
- d 圧縮空気を用いた強制通風による換気
- e 水をタンク内部に満たして残留ガスを放出する換気

- (イ) 換気は次の要領で行うこと。

- a タンク上部のマンホール等から、静電気を滞留させないよう少しづつ可燃性ガスを放出すること。
- b 換気装置はエアーもしくは防爆仕様とすること。
- c タンク内部立入作業中に圧縮空気による強制通風を行うときは、換気装置を直接作業員の身体に当てないこと。
- d 可燃性ガス濃度及び酸素濃度を測定し、可燃性ガス濃度 0.01% 以下で、かつ、酸素濃度 20.9% をもって、タンク内部換気作業を終了すること。
- e タンク内部の換気作業終了後も、タンク内部で作業を行う時は、換気を継続し作業開始前に濃度測定を行うこと。

カ 塗装剥離

剥離方法はサンドblastとし塗料及び錆等を剥離する。底板、底板外周及び各溶接継手に重ねる支柱用ベース板の溶接線を中心に 300 mm 幅を剥離し、使用したプラスチック等は産業廃棄物として処理する。

キ 塗装剥離後清掃

プラスチック等の処理及び清掃を行い、産業廃棄物処理とする。

ク 目視検査

底板全面及び側板最下段内面の孔食、表面傷、溶接形状を検査する。

ケ 板厚測定

- (ア) 底板の外周（側板内側より 500 mm の範囲）は、100 mm ピッチで千鳥にとった箇所を測定する。
- (イ) (ア) 以外の底板は、1 m ピッチの格子状にとった箇所を測定する。ただし、板 1 枚につき 3 箇所未満となる場合については、板 1 枚につき 3 箇所以上を測定する。
- (ウ) 側板は、側板内面下から 300 mm の範囲について、水平方向 2 m ピッチ、鉛直方向 100 mm ピッチで測定する。

コ 溶接部検査（磁粉探傷試験）

- (ア) 底板全面の溶接線を検査する。
- (イ) 底板溶接線と支柱溶接線が被った際は、支柱四方の溶接線を検査する。
- (ウ) 磁粉探傷試験を実施できない箇所は、真空漏洩試験及び浸透探傷試験を実施する。

サ 不等沈下測定

側板最下端であって、時計回りに 5 m 間隔でとった点を測定するものとする。また、測定位置は、容易に消えないようにマーキング処置等を施すものとする。

シ 下地調整

- (ア) 下地調整については、サンドblastとする。
- (イ) 剥離作業で使用したプラスチック等は産業廃棄物とする。

ス 塗装作業

- (ア) 塗装箇所は、剥離作業を実施した箇所とする。
- (イ) 塗装は、エポキシ樹脂塗装（アミン硬化型）3 回塗りとし、請負者は使用する塗料については材料証明書等を提出し、事前に監督官の承認を得るものとする。

セ タンク内部のガス検知

- (ア) タンク内部に作業員を立ち入らせるときは、次表による内部のガス検知の結果、安全であることを確かめた上、監督官の承認を受けること。

区分	立入条件	備考
1 呼吸用保護具未装着でタンク内部へ立ち入ることができる場合	爆発下限界の 25 分の 1 以下の場合	
2 呼吸用保護具を装着して、タンク内部へ立ち入れることができる場合	爆発下限界の 4 分の 1 未満の場合	タンクの構造上、立入条件を満たさない場合は、4に準じて行う。
3 タンク内部立入禁止	爆発下限界の 4 分の 1 以上の場合	
4 緊急時、タンク内部へ立ち入る場合	安全上の処置を施した場合	安全上の処置とは、原則として、監督官立会の下で呼吸用保護具その他必要な保護具を装着し、事故防止上の対策を講じた場合をいう。

- (イ) ガス検知の位置は、初めはマンホール等の開口部とし、可燃性ガス濃度が爆発下限界の 4 分の 1 未満の数値になってから、次に、タンク底部の溜枠付近又はタンク内部で開口部から最遠のガスが停滞しやすい部分及び監督官の指示する箇所とすること。

履行完了後要返却 役務関係者以外不許複製

役務 名称	燃料タンク内部点検その他役務	図面 番号 の内 5			
図面 名称	特記仕様書	縮尺			
施設隊長	総括班長	企画係長	小隊長	班長	設計
松島基地施設隊		令和 3 年 5 月 20 日			

(ウ) ガス検知を行う者は、状況に応じて保護具を着用すること。

ソ タンク外部のガス検知

必要に応じタンク外部のガス検知を行い、その結果により、タンク外の作業に対しても保護具を使用し、発火源についての安全処置を行うこと。

タ 残さい物の処理

残さい物を処理する場合は、原則としてタンク内部に残留する可燃性ガスが爆発下限界の4分の1未満となってから、次の要領により行うこと。

(ア) タンク底部に沈積している残さい物を搬出する場合は、中和剤等で処理するとともに、保護具を着用した2名以上の作業員を、タンク内部に立ち入らせ、遅滞なく搬出すること。

(1) 搬出した残さい物は、産業廃棄物として処理すること。

チタンククリーニング

タンク内部に、はしご又は足場を堅固に組み立てた上、次の要領により作業を行うこと

(ア) 脱脂剤を内部全面に塗布又は吹き付けた上、マンホール等からホースを引き入れ脱脂剤を確実に水で洗い流し、作業後拭き取っても汚れが付かない程度とすること。

(1) 洗浄後は乾拭き清掃を行い、完全に乾燥させること。

(ウ) タンククリーニング後、異常等を認めた場合は、速やかに監督官に通報すること

ツ 静電気に対する処置

静電気による災害を防止するため、次の項目について処置すること

(ア) 雷雲が接近しているときは、作業を中止し、タンクの開口部はすべて閉鎖すること。

(イ) 水洗い用ホースノズル若しくは照明用移動灯等、タンクと絶縁しては、アースを取ること。(ただし、ガス濃度0%の場合は除く。)

(ウ) タンク弁リロ寺に入体用アース棒を取り付け、危険箇所に立ち入る前に入体に滞留した静電気を除去すること。

（）ランク内部での火気使用の条件
名シ名内部で煙火を使用する場

ランプ内部で爆火を使用する場合及び火化が発生するおそれがある場合の可燃性ガス濃度は、爆発下限界の2.5分の1以下とすること。
ト 防燃室の確認等

（二）作業工程表

(ア) 作業工程ごと、又はあらかじめ監督官が指示した作業では、監督官の確認を受けた後に次の作業に進むこと。

(イ) (ア) の終了後、監督官の指示に従って所要箇所の写真撮影を行い、監督官に提出する
こと。

丁俊旧作集

タンククリーニングの完了後、監督官立会いの下で遮断していた動力源、配管及び開放していたマンホール等の開口部を現状のとおり復旧するものとし、この際、不純物を混入させないように丁寧に行うこと。

(11) 覆土式燃料タンク完了検査等

ア 請負者は、復旧作業終了後、完了検査を受けること。

イ 完了検査により不具合の箇所があったときは、請負者の負担において手直しを行い、終了後、再検査を受けなければならない。

④ 作業主任者は、検査官が行つ完了検査には必ず立ち会わなければならない。

(12) 地下タンク漏洩検査

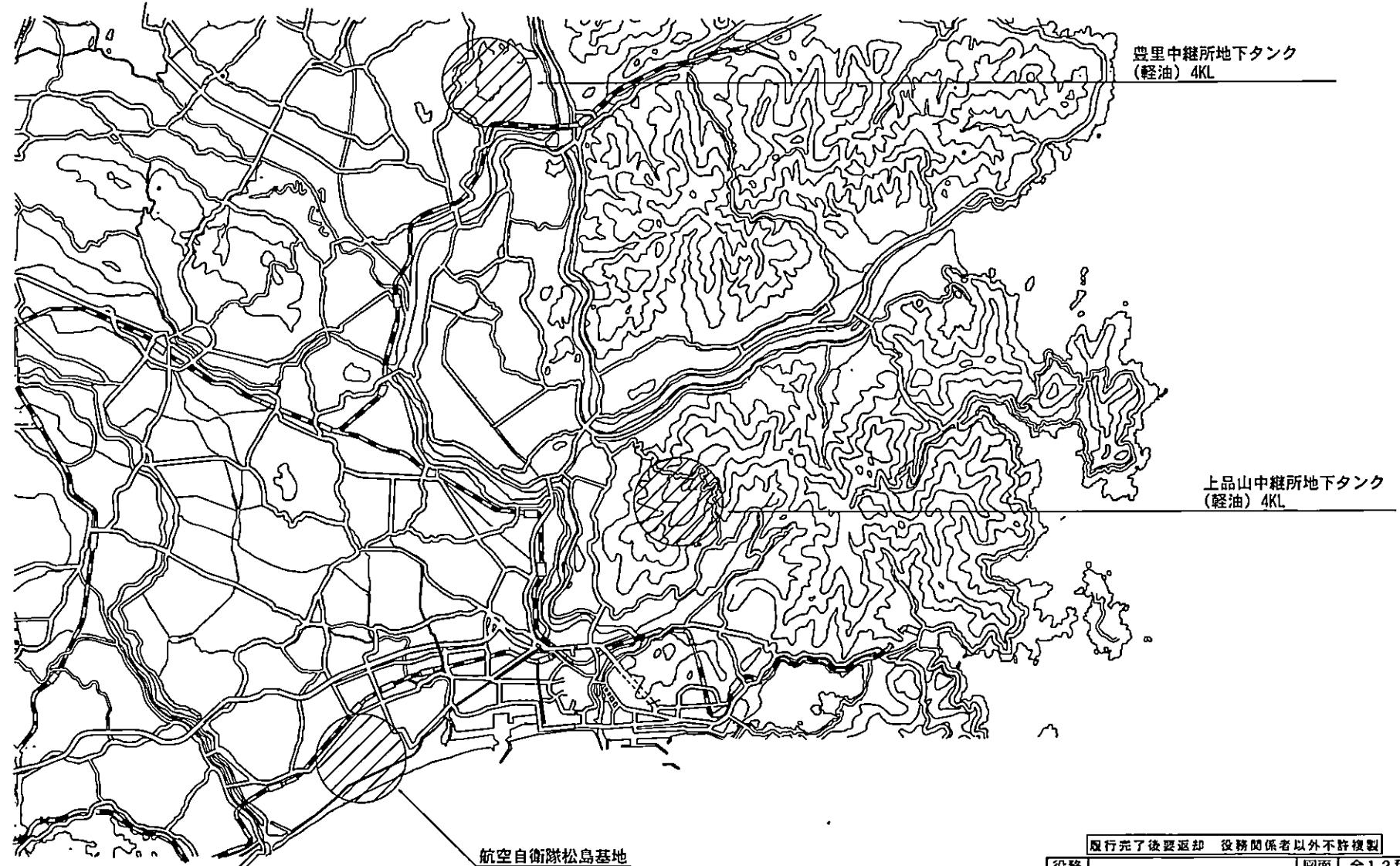
地下タンクの気相部、液相部の漏洩気密検査を実施するものとする。検査方法は原則、微加圧法によるものとする。なお、検査終了後、検査結果（様式任意）を提出するものとする。

実施場所	燃種及び数量
1 通信局舎地下タンク	軽油 1.9KL
2 豊里中継所地下タンク	軽油 4KL
3 上品山中継所地下タンク	軽油 4KL
4 飛行場電源室地下タンク	軽油 6KL
5 地燃スタンド地下タンク	ガソリン 20KL
6 地燃スタンド地下タンク	軽油 20KL
7 437格納庫地下タンク	重油 50KL
8 受電所地下タンク	重油 140KL

(13) 地下タンク漏洩気密検査完了検査

請負者は、検査結果を提出後に完了検査を受けるものとする。

履行完了後要返却 役務関係者以外不許複製			
役務 名称	燃料タンク内部点検その他役務		面図 番号
面図 名称	特記仕様書		全12葉 の内6
施設隊長	総括班長	企画係長	小隊長
松島基地施設隊		令和3年 5月20日	

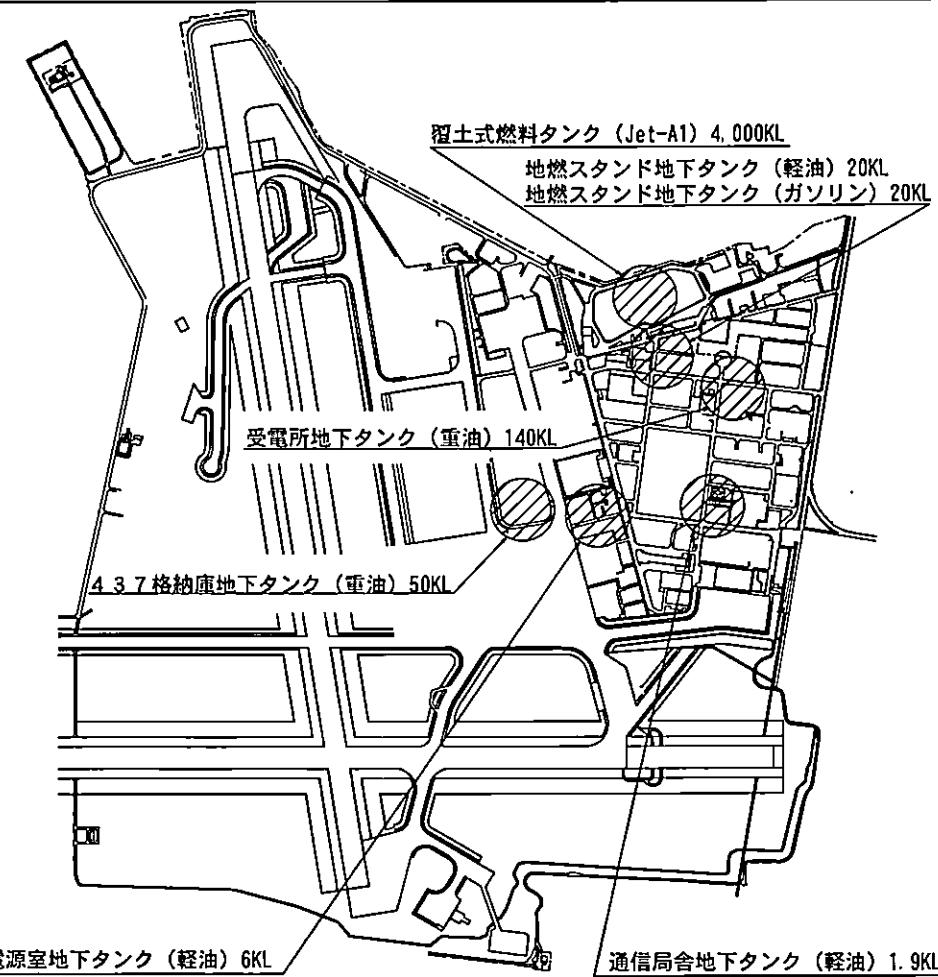
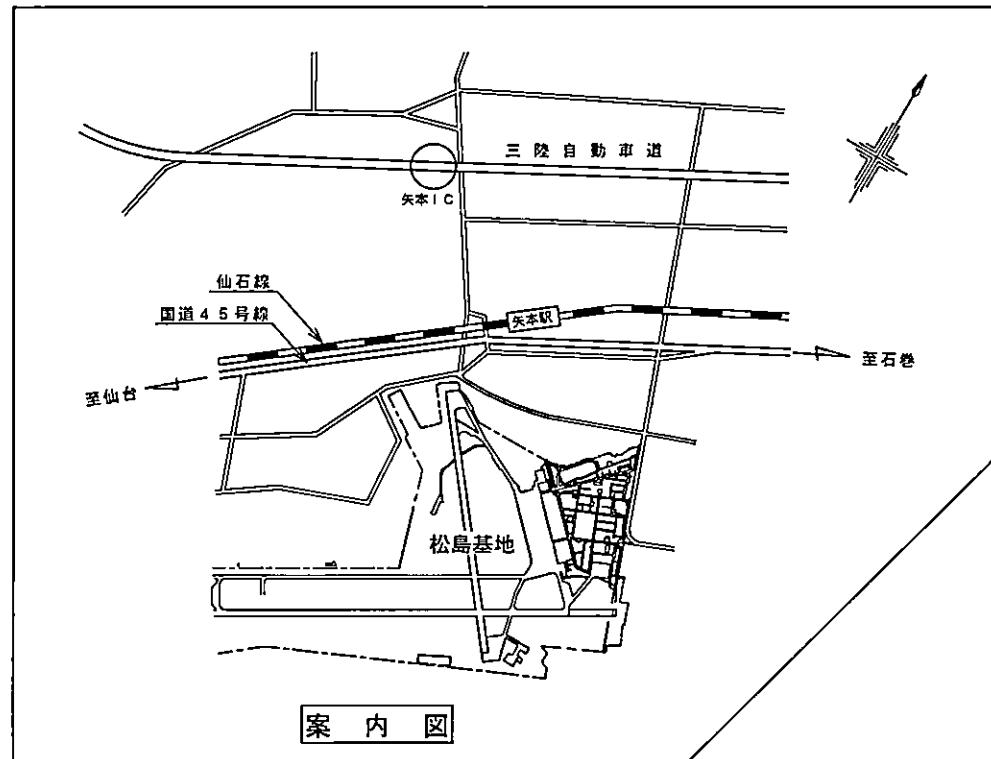


案内図

航空自衛隊松島基地

履行完了後要返却。役務關係者以外不許複製。

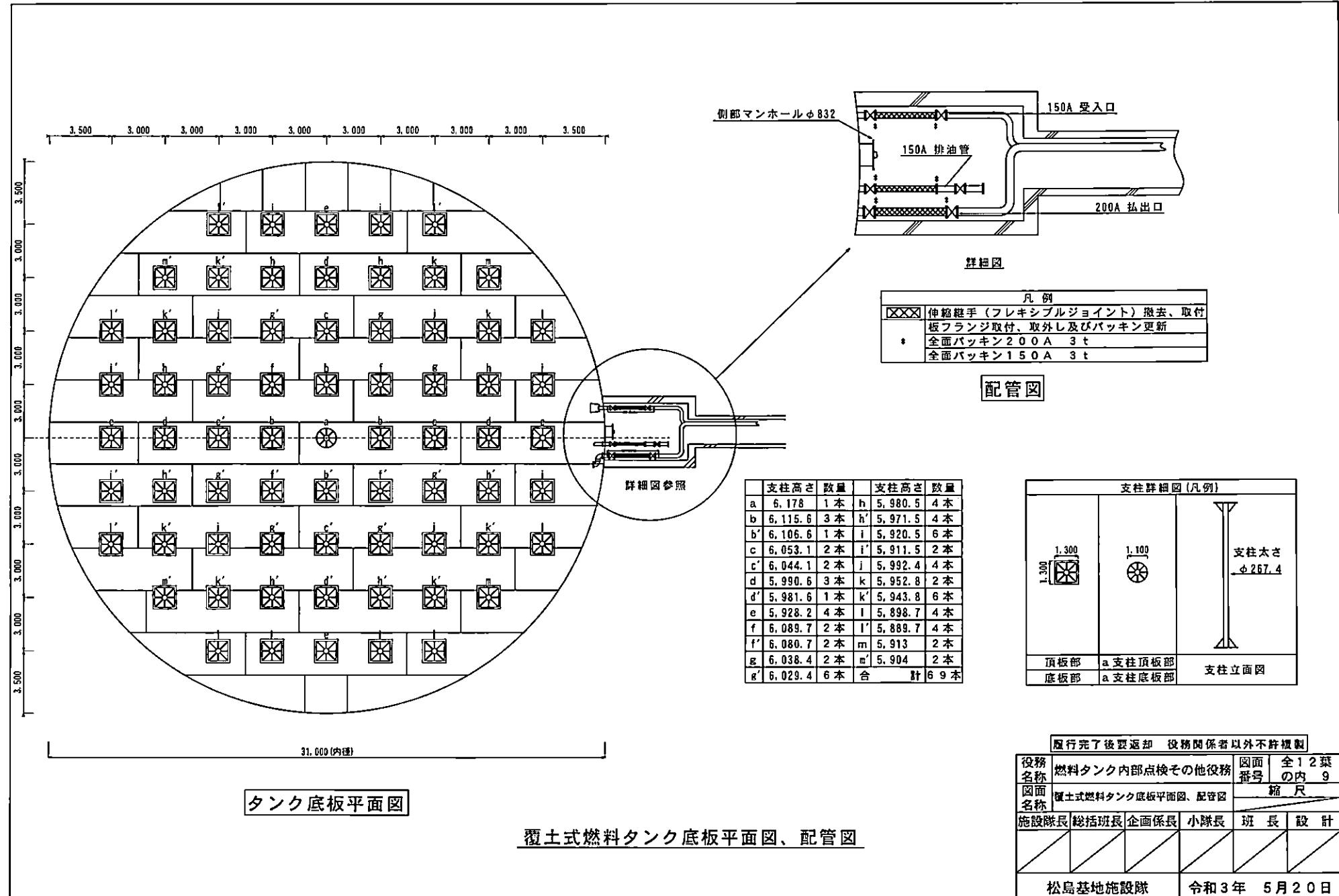
役務 名称	燃料タンク内部点検その他役務	回面 番号	全12葉 内の 7		
回面 名称	案内図	縮尺			
施設隊長	総括班長	企画係長	小隊長	班長	計
松島基地施設隊			令和3年 5月20日		

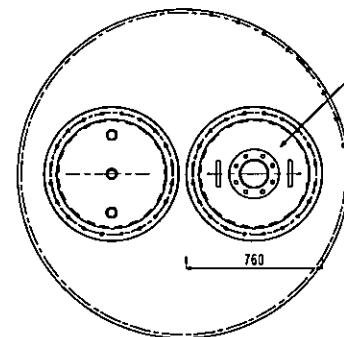


案内図・配置図

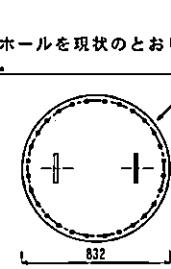
発行完了後要返却 役務関係者以外不許複製

役務 名称	燃料タンク内部点検その他役務	図面 番号	全12葉 の内 8		
図面 名称	縮 尺				
施設隊長	総括班長	企画係長	小隊長	班 長	設 計
△△△△△					松島基地施設隊 令和3年 5月20日





顶部マンホール蓋外形図

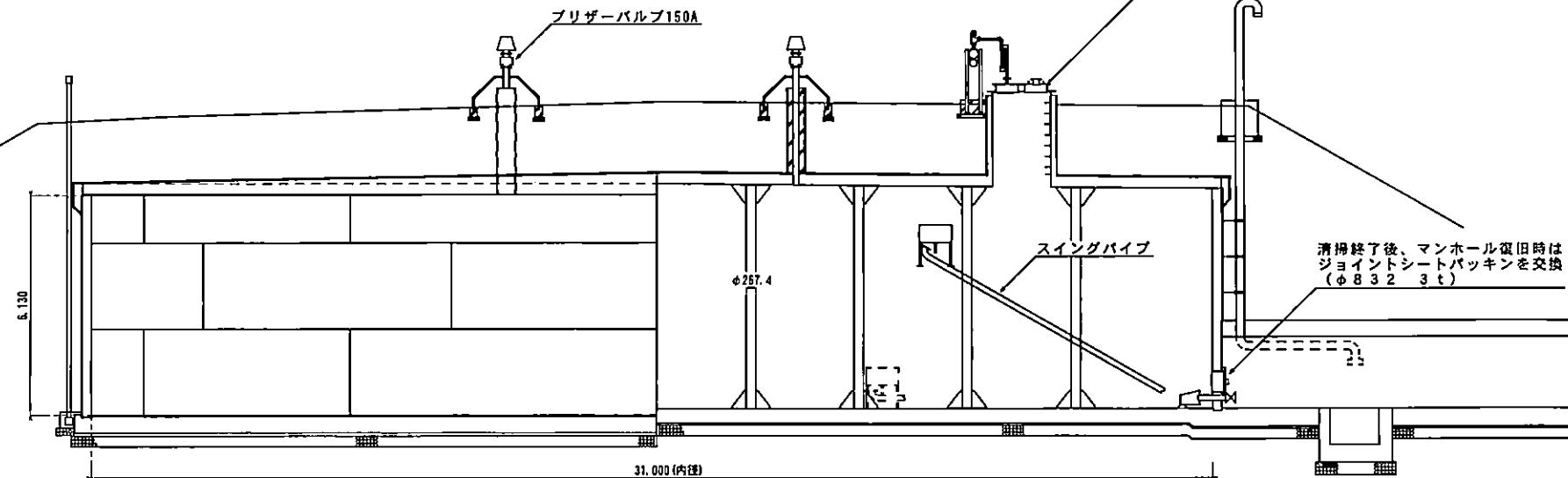


側部マンホール蓋外形図

開口したマンホールを現状のとおり
復旧すること。

清掃終了後、マンホール復旧時は
ジョイントシートパッキンを交換
($\phi 760$ 3t)

清掃終了後、マンホール復旧時は
ジョイントシートパッキンを交換
($\phi 832$ 3t)



覆土式燃料タンク立面図

同行完了後裏返却 役務関係者以外不許複製

役務 名称	燃料タンク内部点検その他役務	図面 番号	全12葉 内の10 縮尺
図面 名称	覆土式燃料タンク立面図		
施設隊長	総括班長	企画係長	小隊長
班長			設計
松島基地施設隊			令和3年 5月20日

